

地球温暖化対策の検討に関する専門委員会 議事概要

日 時：令和4年11月1日（火） 14：00～15：30

場 所：庁議室及びWEB(ZOOM)

出席者：植松座長、秋元座長代理、磐田委員、大久保委員、工藤委員、
久保田委員、高口委員、田中委員、廣澤委員、福島委員、福田委員、
八木田委員、山川委員、山本委員（以上14名）

1 開会

2 議事

(1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の見直しについて

事務局から資料1及び資料2を用いて説明した。

(2) 第4削減計画期間の目標設定型排出量取引制度の検討に関する小委員会の設置について

事務局から資料3及び資料4を用いて説明した。

【委員からの主なコメントや質疑応答】

(1) 埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の見直しについて

- ▶ 資料1の9及び10ページの「施策別実施目標」には、指標ごとに目標値が示されているが、目標達成により削減される温室効果ガス排出量が示されていない。大綱案には示されているのか。

(事務局回答)

施策別実施目標の達成による削減量の算出は困難である。なお、大綱案28ページの「緩和策の体系」に記載した主な施策のうち、推計が可能なものについては削減見込量の目安を記載している。

- ▶ 国では、2030年度における各部門の削減目標を示している。「緩和策の体系」に記載された削減見込量が、削減目標の何%に当たるのかを記載するとわかりやすいと思った。
- ▶ 今年度はすでに2022年度であるが、計画期間が令和2年度(2020年度)から令和12年度(2030年度)となっている。私は2022年度または2023年度を計画期間のスタートとした方がよいと思う。計画期間に、すでに過ぎている年度を含めた事務局の意図を説明してほしい。

(事務局回答)

今回は「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」の見直しであるため、2020年度からの取組も含めて、今後に向けて新たな取組を加えるという観点で計画期間を考えている。

- 施策別実施目標のうち、「家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量」の削減目標の数値の根拠は確保されているのか。

(事務局回答)

目標年度における削減目標量を県民に分かりやすく電力換算で示したものである。家庭部門の目標削減量を電力によって削減するための削減量を算出したうえで、電力排出係数の改善を反映した。なお、これとは別の計算方法として、電力排出係数の改善を見込んでから需要側の削減量を算出する方法もあった。後者の方が1人当たりの努力は少なくすむが、本計画では前者を採用した。

- 施策別実施目標において、「緑の保全面積」の目標と、「身近な緑の創出面積」の目標の具体的な意味を説明してほしい。

(事務局回答)

「緑の保全面積」と「身近な緑の創出面積」の目標は、いずれも上位計画である埼玉県環境基本計画または埼玉県5か年計画と整合を図って設定したものである。「緑の保全面積」は、「特別緑地保全地区及び近郊緑地特別保全地区の指定面積、緑のトラスト保全地の面積、公有地化した面積、ふるさと緑の景観地指定面積等の合計」のことであり、「身近な緑の創出面積」は、「県や市町村の条例に基づく緑化計画届出制度等による緑化面積及び園庭・校庭の芝生化などによる緑の創出面積の合計」である。両方とも上位計画と同じ定義である。

- 可能であれば、適応策の項目のうち、特に進行管理として注目していく、あるいは力点を置くものに関して施策実施目標を設定してはどうか。

(事務局回答)

適応策は、緩和策とともに地球温暖化対策の両輪に位置付けられているところではあるが、現時点での施策数を見ると、適応策は緩和策に比べて少ないのが現状である。今後、適応策について庁内の理解を深め、目標設定についても検討していきたい。

- 「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準」は計画の一部

に位置付けるのかを確認したい。

(事務局回答)

資料2の64ページ以降に示したように、計画の最後に「別紙」として記載し、計画の一部とする予定である。

- 国では、促進区域での事業に対して環境影響評価の手続きの一部簡素化等を規定している。県では促進区域において事業を始めようとする再エネ事業者に対するインセンティブをどのように考えているのか。

(事務局回答)

実際に太陽光発電設備を設置し発電する際の手続きは、再エネ特措法をはじめとした法令により国が定めるため、県としてのインセンティブについては、運用後の状況を踏まえて必要な対応を検討していきたい。

- 地域脱炭素化促進事業の区域基準の対象電源が太陽光であるにも関わらず、適切でない区域、考慮を要する区域等として相当数の項目が並んでいる。騒音についての項目もあり、過剰に感じる。これほど多くの項目をチェックしないと太陽光発電施設の促進区域の指定ができないのか。県の考え方を教えてほしい。

(事務局回答)

促進区域の設定に関する基準は、既存の省令やマニュアル、県が示しているガイドライン、環境影響評価の技術指針を踏まえて設定している。御指摘の点については、改めて検討したい。

- 非化石証書を活用する施策が大綱案に記載されているが、非化石証書の制度は難しく、現状のシンプルな記載では県民の方に分かりづらいのではないかと。非化石証書はあくまで発電源証明であることと、その調達により再エネの地産地消をどのように推進するのも含めて、注釈などで丁寧な解説を加えるとよい。

(事務局回答)

御指摘のとおり非化石証書は県民に馴染みがないと思うので、表現を分かりやすくするか、または注釈を加えるか、いずれかの方法で対応したい。

- 自動車に関する施策別実施目標を電動車の販売台数の割合としている一方で、各施策ではEV・PHVの普及促進や、次世代自動車の率先導入など、全体的に言葉に一貫性がない。県民にとって自動車は比較的わかりやすい行動目標であるので、一貫性を持たせた全体構成とすべき。

(事務局回答)

以前の会議での委員からの御指摘を踏まえ、あえて使い分けている。一般県民が運転する自家用車等では対応車種が一定程度流通しているが、大型車両での対応が現状では難しいということもあり、対象に県民以外を含む施策では、次世代自動車という言葉を使用している。再度検討し、可能であれば統一したい。

- ▶ 大綱案の表現では、46%削減目標の達成が相当大変なチャレンジであるということが県民に伝わらない。序文への記載でもよいし、例えば、第六次エネルギー基本計画には、46%削減の達成は非常に大変だということが記載されているので、それを参照的に書くのも良い。目標の達成が大変であるということをしっかりと県民に示し、みなさん一緒にやりましょうという機運を醸成しないと、各取組主体の認識に相違が生じてしまわないか。

(事務局回答)

目標の達成が大変であることを県民に伝えることは、非常に重要と考えており、資料2の4ページ「計画改正の趣旨」の本文に、「46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことが「極めて野心的な」目標なのだと記載している。記載部分に線を引いて更に強調するなど工夫し、御指摘を踏まえた対応をしたい。

- ▶ 施策別実施目標の「施策カテゴリ」と緩和策の各部門・分野のカテゴリが一致していないことが問題。施策カテゴリのタイトルが本論に出てこないため、目標値の建て方に抜けがあるのではないかといった議論になるのではないか。例えば「循環型社会の形成」のカテゴリには、廃プラスチックのリサイクル率など考えるべきことがあるので、できる限り合致させて目標値を設定していただきたい。

(事務局回答)

施策別実施目標の施策カテゴリは、2021年5月に改正された地球温暖化対策推進法でこれら4つが示されている。環境省のマニュアルに示された各カテゴリの施策事例を参考に、各区分に該当する本件の取組の中から、上位計画である埼玉県環境基本計画や埼玉県5か年計画に定めた指標との整合を勘案するとともに、県民一人一人が自らの課題として認識できる指標という観点を踏まえて設定した。各施策を施策別実施目標に紐づけるのは難しいが、御意見を踏まえて県民に分かりやすく訴えていきたいと考える。

- 大綱案第7章「計画の進行管理」に、県や各主体の役割や取組が記載されているが、誰が誰に対してどのようなマネジメントを進めていくのかを明確化するために、図で示した方がよいのではないか。

(事務局回答)

県の取組や、市町村・県民・事業者・環境団体等との連携を図っていくような取組は県が主導して推進していくが、国や市町村が主導する取組も複数混在する。県自ら実施する取組について図で示す必要はあると考えるので、計画に示すのか、計画の概要資料の中で示すのか、適切な示し方を検討して反映したい。

- 施策別実施目標の「家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量」は、電力のみの削減量で、電力以外はこの数字に含まれていないという説明であった。見る側が混乱すると思うので、それがわかる書き方にした方がよい。

(事務局回答)

説明内容や記載場所を工夫したい。

- 本文を拝見したところ、表現がわかりやすくなり読みやすいと思った。用語解説が各ページの欄外に入っており、その都度確認できるようになっているのもよいと思った。
- 大綱案28ページの緩和策の施策体系図に記載された削減量が、29ページ以降の各部門の緩和策の項目と一致していない。これは削減量を推計できない施策があることが理由だと思うが、読み進んでいくと分かりづらいつと感じた。どこかにこの削減量の数字についての説明を入れるなどした方がよいのではないか。

(事務局回答)

各施策の削減量の説明は、ページ下部に注書きで記載している。御指摘を踏まえて目立つように改善する。

- 施策別実施目標に「1人1日当たりの」という指標として、一般廃棄物の処分量や家庭系ごみの排出量の削減目標がグラム単位で設定されている。県民レベルでどのような取組をすれば達成できるのかを合わせて記載すると、県民と目標を共有できるのではないか。

(事務局回答)

対応の方向で検討する。

- 大綱案 28 ページの緩和策の主な施策のうち建築関係を見ると、家庭部門の「省エネ性能の高い住宅の普及促進」による削減見込量が 38 万 t、「エコリフォームの普及促進」による削減見込量が 50.3 万 t と記載がある。建築物省エネ法の 2025 年までの適合義務化による削減効果まではベースラインであり、それ以上の対策が求められると思うが、これらの削減見込量の数字がどのような算定で全体のどの程度と整合しているのか、詳しい数字があった方が事業者にもわかりやすい。

(事務局回答)

算定根拠は非常に細かい数字になるため、計画本体に記載するのではなく別の方法でお示ししたい。

- 業務用建築物の対策は極めて大切だが、大綱案 28 ページの緩和策の体系の産業・業務部門に、主な施策として建築関係の施策の記載がないので、配慮いただきたい。

(事務局回答)

検討する。

- 新築建築物への規制は強化されており、対策の本丸はすでに建っている既築建築物である。新築建築物と既築建築物への対策をそれぞれ分けて記載していただきたい。
- 46%削減目標が非常に高く、困難な目標だという認識の共有は確かに必要である。また、この 2020 年から 2030 年は勝負の 10 年と言われており、気候危機への対処では鍵となる 10 年で、この期間にどれだけ削減していくかが今後を左右するということも明記していただきたい。
- 施策別実施目標を達成することで 46%削減目標にどのくらい貢献するのかというような、目標値が持つ意味をしっかりと明記して、県民と共有できる目標にしていただきたい。

(事務局回答)

御意見を踏まえて目標の示し方を検討したい。

- 日本の建物は省エネ基準が低い。これを大きく変えることで大きな効果が見込めるので、家屋の省エネ性能の向上に対する支援を政策的に強く打ち出していきたい。環境部門だけでなく、住宅課や建築士会ほか、積

極的に取り組んでいるところと話をしながら施策を進めていただきたい。

(事務局回答)

具体的な施策については関係課とも情報共有しながら進めてまいります。

- 電動車、EV、PHV、次世代自動車という言葉が混在していることに違和感がある。施策別実施目標「新車販売台数における電動車の割合」の電動車は、政府のグリーン成長戦略で定義するハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車及び燃料電池自動車のことかと思う。確認のうえ、注釈として記載していただきたい。また、大綱案 28 ページの運輸部門に「EV・PHV の普及推進」と「公用車への次世代自動車の率先導入」の記載があるので可能であれば統一した方が分かりやすいと思う。

(事務局回答)

「新車販売台数における電動車の割合」の定義に関しては、委員の御指摘のとおりである。次世代自動車には、クリーンディーゼル車や天然ガス自動車が含まれており、対象が異なる。御意見を踏まえて可能であれば統一したい。

- 埼玉県の温暖化対策は、県民が循環経済の実現に向けて自分事として理解し、行動していくことを前提としている。大綱案 59 ページ「(3) 県民の役割」のリード文末にある「実行していただく必要があります」という表現は、上位からの印象を受ける。文末だけでも、「実行できるように奨めます」などの表現が良い。

(事務局回答)

県民の役割の部分だけでなく、他の主体に係る表現も合わせて見直したい。

- 58 ページ「(1) 県の役割」に、知事が委嘱する「地球温暖化防止活動推進委員の活動支援」とあり、「(2) 市町村の役割」に「④まちづくり」があるので、県と市町村と県民が連携した「地球温暖化防止活動推進委員」の活躍推進という一文があると良い。
- 実際のところ、県民の方々が大綱を読み、自らやるべきことを調べるのは難しい。ごみをこれだけ減らしましょうとか電気の使用をこれぐらい減らしましょうとか、具体的なアクションに落とし込んだリーフレットのような資料が出てくるのであろうと思っている。この大綱の数値目標の記載

と、それをブレイクダウンした県民向けリーフレットの記載内容との関係図があれば、計画にどこまで記載するのか、どこで進捗を管理するのか等が明確になるのではないか。

(事務局回答)

大綱の中にすべて記載するのが良いのか、概要版やリーフレット等にするのが良いのか、今後、庁内で検討させていただきたい。

- 計画の第2章は、世界が今大変なことになっていることが認識できるような記載にしていきたい。大綱案9ページ「表2-1 地球の平均気温の上昇予測で、1.0-1.8 上がると極端現象がどのように起きて、どのような状況になるのかが具体的に記載されていると、より効果的に見えるのではないか。
- 施策別実施目標に「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定市町村数」を掲げるのならば、市町村に対する支援策をしっかりと規定しておくべきである。

(事務局回答)

「(6) 部門横断」の取組に「脱炭素先行地域の創出支援」を掲げている。県内の脱炭素先行地域は現時点でさいたま市だけであるが、脱炭素先行地域を増やしていくことは県の46%削減目標の達成に資する取組であり、支援する必要があると考えている。実行計画策定市町村数も同様に考えている。

- 県が自ら取り組む県有施設での対策は大きな柱である。産業・業務部門に位置付けるのではなく、部門・分野のひとつとして独立した柱を立て、施策別実施目標の中にも盛り込んで、きちんと進行管理をしていってはどうか。

(事務局回答)

産業・業務部門の「⑥県庁の率先行動」に県庁の取組をまとめて記載している。また、前回の専門委員会での御指摘を踏まえ、県の率先行動として事務事業編の削減目標をコラム的に記載した。事務事業編で県の取組について様々なKPIを設定しているため、区域施策編と事務事業編の役割整理の観点も踏まえて検討したい。

- 県有施設は庁舎だけではなく、県営住宅や学校もあるので、それらについても記述していきたい。学校はZEH化が簡単なので先導的な意味合

いが大きい。また、既築住宅の質を上げていくという中で、県営住宅が基準を達成することで、基準達成あるいは誘導基準達成が当たり前、という他の民間開発への啓発効果が大きいと考える。

- ▶ 地球温暖化対策は今までとはフェーズが違うということをしっかり位置付けていただきたい。気候危機は私たちの身近に表れており、取組は待ったなしなのだという熱いメッセージを県民に送っていただきたい。
- ▶ 脱炭素への取組が、生活の質の向上や、安全安心な暮らしにつながるということを県民に訴求することが必要である。
- ▶ テレワークが進み、生活スタイルが変わってきている。2030年に向かってより変化していくと思うので、その点も視野に入れた計画としていただきたい。
- ▶ 省エネ改修を行う、いわゆる大手でない工務店等への支援をどこかに記載した方がよい。
- ▶ 古い既存建築物への対策として、県庁舎や市町村の建築物を ZEB 化してアピールしてもよいのではないかと。

(2) 第4削減計画期間の目標設定型排出量取引制度の検討に関する小委員会の設置について

- ▶ 県内企業のうち98%を中小企業が占めており、中小企業のCO₂削減が喫緊の課題であると考えますが、目標設定型排出量取引制度の対象は大企業なのか。

(事務局回答)

エネルギー使用量が大きい工場やビルが対象で、事業所の規模で決まる。いわゆる企業規模という大企業、中小企業にとられるものではないが、大企業が大きな事業所を設置していることが多いため、約7割が大企業等、約3割が中小企業である。

- ▶ これまで目標設定型排出量取引制度によって、どれくらいの温室効果ガスの排出が削減されたのか、効果を確認していただきたい。